

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市  
条例第180号）（野外活動施設花背山の家事業課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げら  
れることに伴い、京都市野外活動施設花背山を家の使用料の適正化を図ることとしまし  
た。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第180号

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「小学校」の右に「(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」を、「中学校」の右に「(中等教育学校の前期課程, 特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」を、「高等学校」の右に「(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部, 専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」を加え, 同項第2号中「部活動」の右に「(正規の教育課程としてのクラブ活動に準じる活動をいう。以下同じ。)」を加え, 同条第4項第4号中「(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」, 「(中等教育学校の前期課程, 特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」, 「(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部, 専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)」及び「(正規の教育課程としてのクラブ活動に準じる活動をいう。以下同じ。)」を削る。

別表備考以外の部分中「2, 200」を「2, 260」に,

|         |
|---------|
| 1, 100  |
| 1, 100  |
| 550     |
| 1, 100  |
| 9, 900  |
| 13, 200 |
| 1, 300  |
| 1, 650  |

を

1, 130

|         |
|---------|
| 1, 130  |
| 560     |
| 1, 130  |
| 10, 180 |
| 13, 570 |
| 1, 330  |
| 1, 690  |

に, 「450」を「460」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については, なお従前の例による。

(野外活動施設花背山の家事業課)